

仕 様 書

1. 委託業務名

五島市空き家バンク運営業務委託

2. 委託業務期間

令和4年10月1日から令和5年3月31日

3. 事業目的

本業務は、五島市内における空き家を有効に活用し、本市への移住定住を促進するために運営している「五島市空き家バンク」（以下「空き家バンク」という）の運営業務の一部を民間事業者へ委託し、空き家の有効活用を円滑に推進するために実施する。

4. 委託業務の内容

(1) 相談拠点の設置

空き家バンク登録希望者や空き家バンク利用希望者からの相談や訪問に対応できる場所・空間を提供する。

相談に対応するための電話及びメールアドレスを設ける。

場所については、五島市内のアクセスの良い場所とする。

開所時間は、午前10時～午後2時までのコアタイムを含む7時間とし、週5日開所する。（土曜日、日曜日のどちらかを含むこと）

(2) 空き家バンク登録業務

①空き家物件の空き家バンクへの登録

②五島市地域協働課へ調査票及び写真データの提出

③空き家バンク利用希望者からの問い合わせ及び物件案内の連絡調整

（土曜日、日曜日、祝日の対応も含めた柔軟な対応）

④空き家バンク登録物件の掘り起こし（情報発信含む）

⑤利用希望者への空き家バンク物件情報の提供

(3) その他

①市外からの空き家バンク利用希望者への移住関連情報の提供

②市内不動産事業者との連携（情報共有）

5. 委託料

上限3,412千円とする（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※この金額は契約額等を示すものではない。

6. 支払方法

委託契約締結後、双方の協議により定めることとする。

7. 協議

本仕様書に記載されていない事項については、双方の協議により定めることとする。

特に新型コロナウイルス感染症の社会的な状況による運営業務の変更に伴う事項については契約により別で定める。